

計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）主な意見

1 女性相談支援員について

- 本計画で求められる責務について、現在の女性相談支援員の人員配置では対応できない。非正規雇用ではなく専門職として正規雇用し、労働条件の充実を図るべき。
- 女性相談支援員は支援実施において孤立しがちのため、相談に対してチームで対応を検討できる仕組みを作ることが必要である。
- 相談窓口での対応に必要最低限ではなく、同行や訪問による支援など相談窓口を離れて支援にあたれるだけの人員配置が必要。
- 安定した雇用で、研修の機会や経験を積むことも重要であり、経験年数で必要な内容に違いがあるため、工夫して充実した研修を行うとよい。

【対応の方向性】

- 県の女性相談支援員の処遇については、職員の人事に関する事項のため、本計画内で示すことは困難ですが、必要な支援を行うための人員配置を調整していきます。
- 支援者の資質向上については、これまで根拠としていた売春防止法とは全く異なる考え方の下、困難な問題を抱える女性を支援していくため、様々な研修等を通じて支援者の育成と資質向上を図るとともに、支援者のメンタルヘルスケア等の充実も図ることを記載しています。

2 支援対象者について

- 性自認が女性であるトランスジェンダーであることに起因する人権侵害、差別により直面する困難に配慮した支援をしていくことに賛成する。
- 本計画はすべての女性が対象と解釈ができ、トランスジェンダーも女性と言えれば対象になるので、戸籍の性別で判断すべき。
- 日本の税金を使う以上、日本人のみにすべき。
- 困難を抱えた男性が無視され、男女共同参画に反する。

【対応の方向性】

- 女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨にのっとり、本計画においても、対象者を困難な問題を抱える女性としています。
- 年齢、障害の程度、国籍等を問わず、これまで女性支援事業の対象となってきた方を含め、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性は必要に応じて支援の対象となります。
- 性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、

その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。

- なお、本計画においてはDV被害者のセクシャリティを問わず、対象とします。

3 支援施策について

- 女性相談支援センターの一時保護を経ないで、女性自立支援施設に入所できるようにすべき。
- 無料低額宿泊所は女性が利用しづらいため、地域に開かれた女性自立支援施設が必要。
- 心理カウンセラー・医師・法律家など専門的な支援の体制を整えるとともに、被害の回復のため安心して治療を受け続けられる財政支援が必要。
- 気軽に相談できる立ち寄りやすい居場所の設置が必要。
- DV被害者が逃げるという今の形から、逃げないで、環境を変えずに、加害者を引き離すような対策を考えて欲しい。
- 小学生の頃から、教育の段階で、DVはいけないことだという教育を取り入れて欲しい。
- どのような支援が受けられるのか、広報が重要。
- 各施策（民間団体への委託含め）の費用対効果を評価すべき。

【対応の方向性】

- 困難な問題を抱える女性の状況調査や、市町村・関係団体等のヒアリングで見えてきた課題を踏まえ、多様化した支援対象者のニーズにこたえることができる施策を検討し、計画に記載します。

4 民間団体との連携について

- 民間団体との協働は重要だが、資金不足や高齢化により継続ができない団体が今後も増えることが見込まれる。運営の安定化のため、財政面での十分な支援を講じるべき。
- 団体の善意・意欲を前提としている。事業費だけの補助ではなく、運営費・人件費も補助すべき。
- 民間団体等による事業費の悪用・不正利用が心配。連携を行う団体は実績等を鑑みて選定して、事業費などの会計監査を厳しい基準で監査し、誰でも客観的に評価出来るようにするべき。

【対応の方向性】

- 当事者の様々なニーズに対応した多様な施策を当事者へ確実に届けるためには、行政だけでなく、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が必要と考えています。行政、関係機関、民間団体が協働しながら支援を行います。
- 民間団体への支出については、相手方の選定から、事業実施内容と支出の確認まで適正に行います。